

## 学生・未成年者に侵食する！

### マルチ・マルチまがい取引

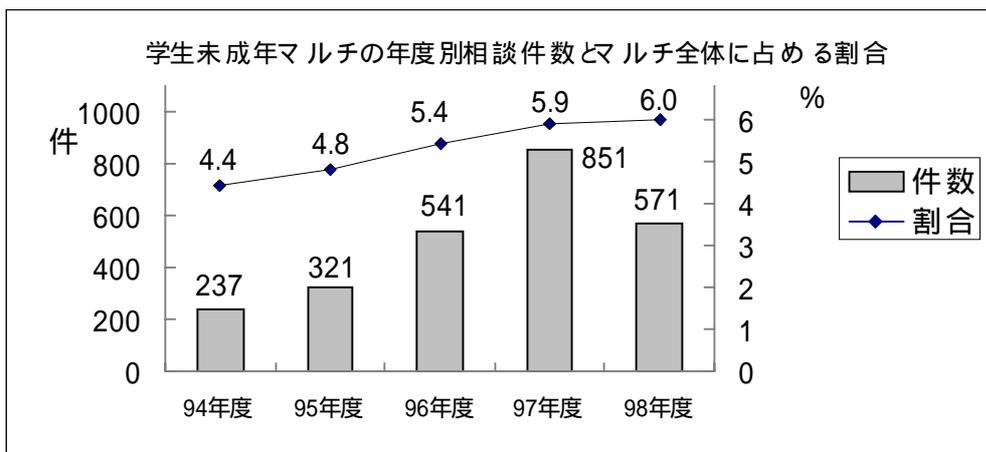
マルチ・マルチまがい取引に関する相談が増加している。中でも学生や未成年者が当事者となっている相談（以下「学生・未成年マルチ」）がここ数年急増している。事業者は、学生や未成年者が販売員になることを禁じている場合が多いにもかかわらず、経済力や社会的経験が乏しい学生や未成年者を強引に勧誘したり、サラ金で借金させたりするケースが目立っているため注意が必要である。

\* マルチ・マルチまがい取引とは、販売組織の会員が友人・知人等を組織に加入させ、新たに会員になった人がさらに新しい会員を加入させる、ということを次々に繰り返して、ピラミッド型に組織を拡大していく商法である。ここでいうマルチ取引とは、「訪問販売等に関する法律」の規制を受ける「連鎖販売取引」のことであるが、これと形態的に同様だが「連鎖販売取引」の定義に該当しないため法規制を受けないものをマルチまがい取引と呼んでいる。

#### 1. 年度別相談件数等

##### (1) 年度別相談件数

学生・未成年マルチの相談は、94～98年度の5年間に合計2,521件寄せられており、97年度は94年度の3倍以上に及んでいる（99年1月4日までの入力分）。マルチ・マルチまがい取引（以下「マルチ」）全体に占める割合も年々上昇している。



##### (2) 当事者の属性(不明を除く)

[職業別] 学生 2,047件 (82.3%)、給与生活者 356件 (14.3%)、無職 65件 (2.6%)

[年代別] 10歳代 922件 (36.9%)、20歳代 1,557件 (62.4%)

[性別] 男性 1,435件 (57.5%)、女性 1,061件 (42.5%)

- ・当事者が、学生でかつ未成年者のケースは448件 (17.8%)。
- ・学生の内訳は、大学生・専門学校生等94.5%、高校生5.5% (97年度以降における割合)
- ・親や友人等、当事者本人以外からの相談が多く、約6割 (マルチ全体では約4割) を占める (97年度以降における割合)。

#### 2. 契約金額等 (不明を除く)

・平均契約金額 約32万円 (マルチ全体では約44万円)

・支払いにあたって、約6割がクレジット会社・サラ金等から信用供与を受けている。

#### 3. 発生地域 相談は全国で発生している。

この情報は、<sup>パイオネット</sup> P I O - N E T (全国消費生活情報ネットワーク・システム) に入力された相談のうち、非常に新  
手の商法・販売手口である事例や、最近相談が急増している事例について速報性を最優先に情報提供するものである。

#### 4. 商品・サービス別相談件数

商品・サービス別相談件数と割合（上位 10 位）

順位	学生・未成年マルチ			マルチ全体		
	商品・サービス名	件数	%	商品・サービス名	件数	%
1 位	化粧品	583	23.1	健康食品	5937	12.9
2 位	商品一般	308	12.2	化粧品	5015	10.9
3 位	健康食品	289	11.5	商品一般	4913	10.7
4 位	婦人下着	185	7.3	婦人下着	3731	8.1
5 位	ふとん類	152	6.0	浄水器	3646	8.0
6 位	美顔器	98	3.9	電話機類	2723	5.9
7 位	エステティックサービス	76	3.0	ふとん類	2683	5.8
8 位	浄水器	70	2.8	美顔器	1869	4.1
9 位	家庭用洗剤	66	2.6	家庭用洗剤	1779	3.9
10 位	電話機類	53	2.1	アクセサリ	1600	3.5

(注)商品一般とは、商品を特定できない、または特定する必要のない相談。

学生・未成年マルチでは化粧品が圧倒的に多く、約 4 人に 1 人を占めている。またエステティックサービスが上位にあがっている（マルチ全体では 0.6%）。商品一般とふとん類もマルチ全体より割合が高い。逆に、浄水器、電話機類、家庭用洗剤は、マルチ全体に比べてかなり低い割合となっている。

#### 5. 主な相談内容

##### (1) 契約前の相談（97 年度以降では 64.3%）

「業者は信用できるか」「（まだ契約はしていないが）やめさせたい。心配だ。問題だ」など

[事例] 19 歳の息子に「マルチ的な方法で化粧品を販売したい。月に 25 万円の購入を 4 か月続けたら一生収入が得られるので名義を貸して欲しい」と頼まれた。簡単に収入が得られるとは思えないのでやめさせたい。（相談者 49 歳 女性 家事従事者、当事者 19 歳 男性 学生）

##### (2) 契約後の相談（97 年度以降では 35.7%）

###### ・販売や勧誘について

「強引に勧誘された」「夜遅くまで長時間勧誘された」「必ず儲かると勧誘された」「目的を隠して呼び出された」「サラ金で金を借りさせられた」など

[事例] 夜中の 1 時に友人に呼び出され、業者も同席して「商品が安く買え、人を紹介すれば儲かる」と言われ入会した。次の日、サラ金に連れて行かれ、まだ研修中で正式に採用されていないのに、会社に勤めていることにして借りよう指示され、それを元に商品を購入させられた。会をやめたい。（19 歳 女性 学生）

###### ・契約や解約について

「職業や年齢を偽って契約させられた」「親の名義を借りるように言われた」「書面を交付されなかった」「商品を大量に買わされた」「解約したい・解約させたい」「解約に応じない」など

[事例] 友人から「儲かる話がある」と喫茶店に呼び出され、「人を紹介するだけでも儲かる」と説明され化粧品を購入し販売員の登録をした。「学生の身分を隠し、アルバイト先に 1 年間勤務していることにしろ。契約書は預かる」など気になることが多い上、誰も化粧品を買ってくれないので解約を申し出たが、応じてくれない。（20 歳 男性 学生）

#### 6. 消費者へのアドバイス

学生または未成年者がマルチ・マルチまがい取引の販売員になることは、事業者の自主基準で禁止されていることが多い。にもかかわらず年齢や職業を偽らせるなどして契約させることがあるので、勧誘にのらないよう注意すること。

「すぐに高収入が得られる」などと勧誘されることが多いが、簡単に収入が得られる保証はない。学校や会社をやめたり、借金をしてまでして始めるのはやめたほうがよい。

未成年者が親権者の同意なく契約した場合、原則として契約は取り消すことができる。また、マルチ取引は法定書面を受け取ってから 20 日以内であればクーリング・オフができる。

とにかく、なるべく早く最寄りの消費生活センターに相談すること。

<title>学生・未成年者に侵食する！ マルチ・マルチまがい取引</title>